

# 名張市国民保護計画

## 概 要

平成19年 4月

名 張 市

## 目 次

第1編	総論	1
第1章	市の責務、計画の目的、位置づけ、構成	1
第2章	名張市国民保護基本方針	1
第3章	関係機関の事務又は業務の大綱等	3
第4章	名張市の地理的及び社会的特徴	3
第5章	市国民保護計画が対象とする事態	5
第6章	名張市地域防災計画等との関係	5
第2編	平素からの備え及び予防	6
第1章	組織及び体制の整備等	6
第2章	避難及び救援に関する平素からの備え	8
第3章	物資及び資機材の備蓄、整備等	9
第4章	国民保護に関する啓発	9
第3編	武力攻撃事態等への対処	10
第1章	初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置	10
第2章	市対策本部の設置等	11
第3章	関係機関相互の連携	11
第4章	警報及び避難の指示等	12
第5章	救援	17
第6章	安否情報の収集及び提供	17
第7章	武力攻撃災害への対処	18
第8章	被災情報の収集及び報告	20
第9章	保健衛生の確保及びその他の措置	21
第10章	国民生活の安定に関する措置	21
第11章	特殊標章等の交付並びに管理	22
第4編	復旧等	22
第1章	応急の復旧	22
第2章	武力攻撃災害の復旧	22
第3章	国民保護のための措置に要した費用の支弁等	22
第5編	緊急対処事態への対処	23

# 第1編 総論

## 第1章 市の責務、計画の目的、位置づけ、構成

### (1) 市の責務及び市国民保護計画の目的、位置づけ

市（市長及びその他の執行機関をいう。以下同じ。）は、武力攻撃事態等及び緊急対処事態において、国民保護法その他の法令、基本指針及び市国民保護計画に基づき、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、国民保護措置を的確かつ迅速に実施し、市内において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

市国民保護計画は、国民保護法第35条第1項の規定に基づき、市長が作成する計画であり、武力攻撃や大規模なテロ等から国民の生命、身体及び財産を守るため、国民の避難、救援及び武力攻撃に伴う被害を最小化する等の対策を的確かつ迅速に実施することを目的とし作成するものである。

### (2) 市国民保護計画の構成

市国民保護計画は、以下の各編により構成する。

第1編	総論
第2編	平素からの備えや予防
第3編	武力攻撃事態等への対処
第4編	復旧等
第5編	緊急対処事態への対処

### (3) 市国民保護計画の見直し、変更手続

市国民保護計画は、今後、国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、不断の見直しを行う。

市国民保護計画の変更にあたっては、計画作成時と同様、国民保護法第39条第3項の規定に基づき、市国民保護協議会に諮問の上、知事に協議し、市議会に報告し、公表するものとする（ただし、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（以下「法施行令」という。）で定める軽微な変更については、市国民保護協議会への諮問及び知事への協議は要しない。）。

## 第2章 名張市国民保護基本方針

市は、武力攻撃事態等において、武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を守る責務がある。

そのため、武力攻撃事態等に備えて、「名張市国民保護計画」を作成し、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するための体制を整備し、武力攻撃事態等が発生した場合には、県の方針に基づき、関係機関等と連携し、国民の保護のための措置を実施する。

国民の保護のための措置については、次の点に留意し、取り組むこととする。

### (1) 基本的人権の尊重

市は、国民を保護するにあたっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行う。

(2) 国民の権利利益の迅速な救済

市は、国民を保護するために生じた損失補償等については、できる限り迅速に、その救済に努める。

(3) 国民に対する情報提供

市は、武力攻撃事態等においては、国民に対し正確な情報を、適時に、かつ、適切な方で提供する。

(4) 関係機関相互の連携協力の確保

市は、国、県、近隣市町村並びに関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関と平素から相互の連携体制の整備に努める。

(5) 国民の協力

市は、国民を保護するために必要があるときは、国民に対し必要な援助等について協力を要請する。その際、国民は自発的な意思により、協力をするよう努めるものとする。

また、市は、消防団及び自主防災組織の充実及び活性化並びにボランティアへの支援に努める。

(6) 高齢者、障害者等への配慮

市は、国民を保護するに当たっては、高齢者、障害者及び旅行者その他特に配慮を要する方への対応について留意する。

(7) 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重

市は、指定公共機関及び指定地方公共機関の実施する国民の保護のための措置について、その自主性を尊重する。

(8) 国民保護措置に従事する者等の安全の確保

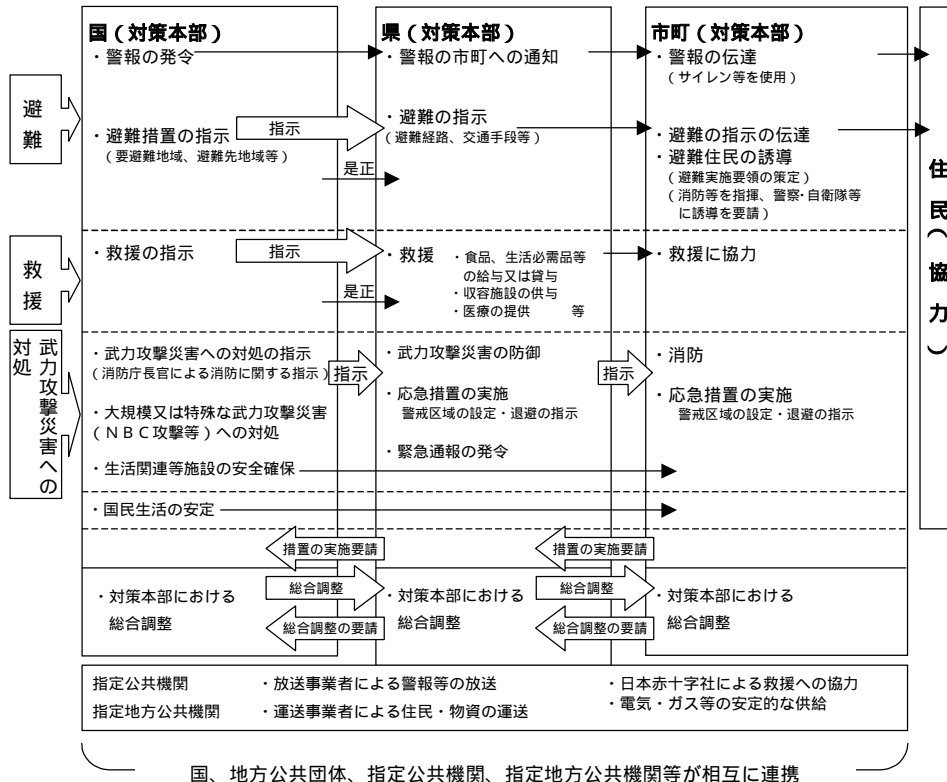
市は、国民を保護するに当たって、その措置に従事する者等の安全の確保に十分配慮する。また、要請に応じて国民の保護のための措置に協力する者に対しても、安全の確保に十分配慮する。

(9) 外国人への国民保護措置の適用

市は、市内に居住し、又は滞在している外国人についても、武力攻撃災害から保護するなど、国民保護措置の対象であることに留意する。

国、県、市等における、それぞれの国民保護措置の仕組みは、次のとおりである。

図1-1 国民保護措置の仕組み



また、国民保護措置について、市は次の業務を処理する。

- | 市の事務又は業務の大綱  |
|--|
| <ol style="list-style-type: none"> <li>国民保護計画の作成に関すること。</li> <li>国民保護協議会の設置及び運営に関すること。</li> <li>国民保護対策本部並びに緊急対処事態対策本部の設置及び運営に関すること。</li> <li>組織の整備及び訓練に関すること。</li> <li>警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置の実施に関すること。</li> <li>救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施に関すること。</li> <li>退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施に関すること。</li> <li>水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置の実施に関すること。</li> <li>武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施に関すること。</li> </ol> |

## 第4章 名張市の地理的及び社会的特徴

### (1) 地形

本市は、北緯34度37分、東経136度6分の三重県の北西部、上野盆地の南西部に位置し、東西に約10.6 km、南北に約13.1 km、総面積129.76平方キロメートルで、北部は伊賀市（旧上野市）、東部は伊賀市（旧青山町）と津市（旧美杉村）に、他の二方は奈良県に接していて、山地の多い地勢である。

上野盆地は南東から北東に向けて傾斜しているため、青蓮寺川・宇陀川と合流した名張川は、北方向に向かい、木津川・淀川を経て、大阪湾に注いでいる。

市域の標高は、市役所（鴻之台1番町）で225.93m、海拔の最低は、薦生地内の名張川河川敷で162m、最高は国見山山頂付近の883mとなっている。

## (2) 気候

本市は、盆地気候の特性として気温の日変化は非常に大きく、雷の多発、濃霧の発生、寡雨、空気の乾燥等地形環境からみて、必然的な内陸気候を呈している。降水日数は、年間140日前後、降水量は、年間1,300ミリメートル内外であり、過去の最大雨量は、伊勢湾台風（昭和34年9月26日）の日雨量312ミリメートルとなっている。風は、年間通じて北北東又は西風が最も強く、過去においての最大風速は、平成10年9月21日～23日の7.8号台風が、伊勢湾台風の24.2メートル（瞬間最大風速34.6メートル）を上回り25.9メートル（瞬間最大風速56.4メートル）が記録されている。なお、最近（消防年報平成18年版資料）における最高気温は36.3度、最低気温は-3.8度となっている。

気象条件による交通規制としては、大雨の際は状況により、4箇所の交通規制を行う。

## (3) 人口分布

本市の人口は、82,156人（男39,385人、女42,771人）である。

人口が集中しているのは、名張地区、桔梗が丘地区、つつじが丘地区、梅が丘地区、美旗地区、百合が丘地区で、この6地区で計約52,000人と全人口の約半数を超える。また、これらの地区は、市内で点在したかたちとなっているため、効果的な情報伝達、避難誘導の在り方を検討する必要がある。

なお、関西圏のベッドタウンとしての機能もあり、大阪府等との結びつきが強い。昼間人口は70,359人、夜間人口は83,261人であり、昼間人口膨張係数（昼間人口/夜間人口）をみると、0.845で、通学者、通勤者が市外へ流出し、流入が少ないという状況である。

このため、武力攻撃事態等が発生した場合の情報伝達、避難誘導等を的確かつ迅速に実施するため、平素から大阪府等と連携を密にする必要がある。

年齢別に見ると、全体において15歳未満が人口に占める割合は14.1%、15～64歳の人口は67.7%、65歳以上の人口は18.1%となっている。65歳以上の全国平均は20.4%であり、高齢化率は全国平均より低いが、既に高齢社会の域に達している。

このような中、武力攻撃事態等において、人的被害を最小化するためには、高齢者等の避難誘導の在り方を検討することが重要となる。

平成17年度国勢調査による。ただし昼間人口、夜間人口についての記述は平成12年度国勢調査。

## (4) 道路の位置等

本市の道路網は、国道165号と368号の2路線が広域幹線で、主要地方道2路線及び県道13路線が幹線道路網を形成し、市道約2,500路線が生活道路として配置されている。

都市計画道路は21路線（計画延長64.7km）があり、主に既成市街地及び新市街地の骨格形成を主眼に進めている。

国道165号と368号については、避難ルート、緊急輸送道路としての機能を十分に発揮

させる必要がある。

(5) 鉄道の位置等

本市には近畿日本鉄道大阪線が通過し、大阪や津、伊勢、名古屋方面を結んでおり、広域的な交通機関として重要な役割を果たしている。

また、市内には名張駅を含め4駅があり、不特定多数の乗降客が利用している。特に、名張駅には名張検車区(車両基地)があることから、これら施設等において武力攻撃事態等が発生した場合の連絡体制、避難誘導の在り方を検討する必要がある。

(6) その他

- ・市内には、青蓮寺ダム、比奈知ダムといった2つのダム施設があり、これらが破壊された場合、下流に及ぼされる被害は多大であるため、対策が必要である。

- ・本市の外国人登録者数は、平成16年3月末で583人、平成17年3月末で655人、平成18年3月末で680人と、年々増加の傾向にある。そのため、平素から外国人に対する情報伝達、避難誘導等に配慮した備えが必要である。

- ・また、市内には、国定公園である赤目四十八滝をはじめ、青蓮寺ダム周辺の観光ぶどう園など、多数の観光客が訪れる施設等があり、観光客に対する誘導、安否確認等についても配慮が必要である。

**第5章 市国民保護計画が対象とする事態**

(1) 武力攻撃事態

市国民保護計画においては、武力攻撃事態として、以下に掲げる4類型を対象とする。

着上陸侵攻  
ゲリラや特殊部隊による攻撃  
弾道ミサイル攻撃  
航空攻撃

(2) 緊急対処事態

市国民保護計画においては、緊急対処事態として、以下に掲げる事態を対象とする。

【攻撃対象施設等による分類】  
危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態  
多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態

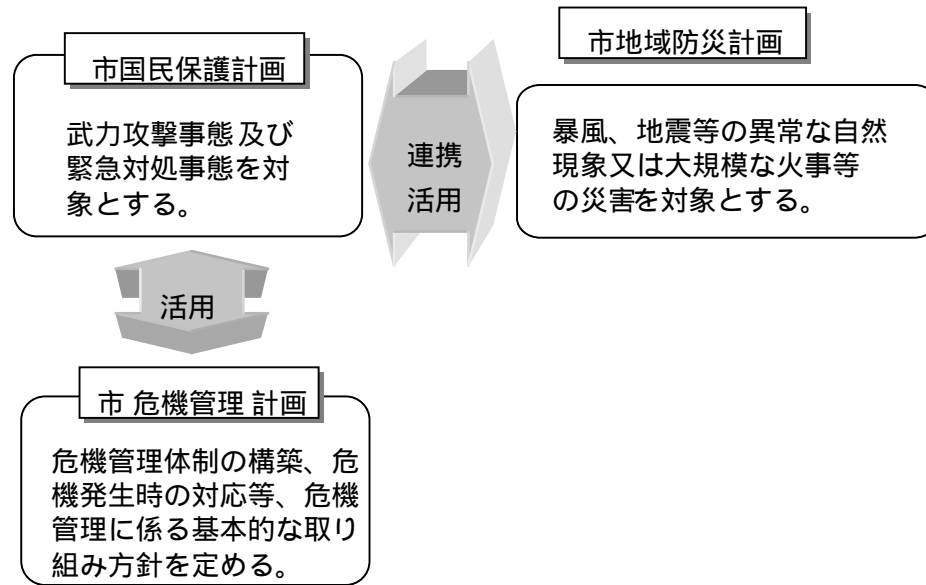
【攻撃手段による分類】  
多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態  
破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態

**第6章 名張市地域防災計画等との関係**

市国民保護計画と市地域防災計画では、対象とする事態が異なるものの、その災害の状態及び災害への対処には類似性があると考えられる。

また、市地域防災計画に基づく防災のための体制、物資、資機材等について共通するものが多いことから、相互に連携し、活用する。

図 1 - 2 地域防災計画等との関係



## 第 2 編 平素からの備え及び予防

### 第 1 章 組織及び体制の整備等

#### 1 市における組織・体制の整備

##### (1) 市の各部室における平素の業務

市の各部室は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、準備のための業務を行う。

##### (2) 市職員の参集基準等

市は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の初動対応に万全を期するため、職員を的確かつ迅速に確保できる体制を整備する。

##### (3) 消防機関の体制

消防本部及び消防署は、市における参集基準等と同様に、消防本部、消防署における初動体制を整備するとともに、職員の参集基準等を定める。その際、市は、消防本部及び消防署における24時間体制の状況を踏まえ、特に初動時における消防本部及び消防署との緊密な連携を図り、一体的な国民保護措置が実施できる体制を整備する。

##### (4) 国民の権利利益の救済に係る手続き等

市は、武力攻撃事態等の認定があった場合には、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を迅速に処理するため、国民からの問い合わせに対応するための総合的な窓口を開設する。

また、必要に応じ外部の専門家等の協力を得ることなどにより、国民の権利利益の救済のため迅速に対応する。

#### 2 関係機関との連携体制の整備

##### (1) 基本的考え方



市は、武力攻撃事態等への効果的かつ迅速な対処ができるよう、防災のための体制も活用し、関係機関との連携体制を整備する。

#### (2) 県との連携

市は、緊急時に連絡すべき県の連絡先及び担当部署について把握するとともに、国民保護措置の実施の要請等が円滑に実施できるよう、県と必要な連携を図る。

#### (3) 近隣市町との連携

市は、近接市町の連絡先、担当部署等に関する情報を把握するとともに、近接市町相互の国民保護計画の内容について協議する機会を設けること、防災に関し締結されている「三重県市町村災害応援協定」等の市町間の相互応援協定等について必要な見直しを行うこと等により、武力攻撃災害の防御、避難の実施体制、物資及び資材の供給体制等における近接市町相互間の連携を図る。

#### (4) 指定公共機関等との連携

市は、市内において事業を営む指定公共機関等との緊密な連携を図る。

#### (5) 自主防災組織及びボランティア団体等に対する支援

市は、自主防災組織及び区長会等のリーダー等に対する研修等を通じて国民保護措置の周知及び自主防災組織等の活性化を推進し、その充実を図るとともに、自主防災組織等相互間、消防団及び市等との間の連携が図られるよう配慮する。

また、国民保護措置についての訓練の実施を促進し、自主防災組織等が行う消火、救助、救援等のための施設及び設備の充実を図る。

### 3 通信の確保

市は、武力攻撃災害発生時においても情報の収集、提供を確実にを行うため、情報伝達ルートが多ルート化や停電等に備えて非常用電源の確保を図るなど、自然災害時における体制を活用し、情報収集、連絡体制の整備に努める。

市は、武力攻撃事態等における警報の伝達等に必要となる同報系防災行政無線の整備及び防災行政無線のデジタル化の推進に努めるものとする。

### 4 情報収集及び提供等の体制整備

#### (1) 基本的考え方

市は、武力攻撃等の状況、国民保護措置の実施状況、被災情報等を収集又は整理し、関係機関及び住民に対し情報の提供等を適時かつ適切に実施するための体制を整備する。

#### (2) 警報等の伝達に必要な準備

市は、知事から警報の通知があった場合の住民及び関係団体への伝達方法等についてあらかじめ決めておくものとする。

#### (3) 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備

市は、安否情報を円滑に収集、整理、報告及び提供することができるよう、安否情報の収集、整理及び提供の責任者をあらかじめ定め、必要な研修及び訓練を行うものとする。

#### (4) 被災情報の収集及び報告に必要な準備

市は、被災情報の収集、整理、知事への報告等を適時かつ適切に実施するため、あらかじめ情報収集及び連絡に当たる担当者を定めるなど体制の整備に努めるものとする。

## 5 研修及び訓練

### (1) 研修

市は、危機管理を担当する職員の資質向上を図るため、職員の研修機会を確保するとともに、消防団及び自主防災組織に対して研修を行う。

### (2) 訓練

市は、近隣市町、県、国等関係機関と共同するなどして、国民保護措置についての訓練を実施し、対処能力の向上を図る。

## 第2章 避難及び救援に関する平素からの備え

### (1) 避難に関する基本的事項

市は、的確かつ迅速に避難の指示を行うことができるよう、次の基礎的資料を準備する。

・市の地図	・市の人口分布
・避難経路として想定される道路網リスト	・輸送力のリスト
・避難施設のリスト	・備蓄物資及び調達可能物資のリスト
・生活関連等施設等のリスト	

### (2) 避難実施要領パターンの作成

市は、関係機関（県、県警察、自衛隊等）と緊密な意見交換を行いつつ、県が作成する「避難実施要領の手引き（仮称）」に基づき、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成する。

### (3) 救援に関する基本的事項

市は、救援に関する措置が的確かつ迅速に実施できるよう、次の基礎的資料を整備する。

・収容施設(避難所及び応急仮設住宅)として活用できる土地、建物等のリスト	・関係医療機関のデータベース
・備蓄物資及び調達可能物資のリスト	・臨時の医療施設として想定される場所等のリスト
・救護班のデータベース	
・墓地及び火葬場等のデータベース	

### (4) 運送事業者の輸送力及び輸送施設の把握等

市は、県と連携して、運送事業者の輸送力の把握及び輸送施設に関する情報の把握等を行うとともに、避難住民及び緊急物資の運送を実施する体制を整備するよう努める。

### (5) 避難施設の指定への協力

市は、県が行う避難施設の指定に際しては、必要な情報を提供するなど県に協力する。  
市は、県が指定した避難施設に関する情報を避難施設データベース等により、県と共有するとともに、県と連携して住民に周知する。

また、県に協力し、住民に対しても、避難施設の場所、連絡先等住民が迅速に避難を行うために必要な情報を周知すると同時に、避難経路等を表示した案内図、案内標識等を設置し、住民、観光客等に対する周知を図るよう努める。

### (6) 生活関連等施設の把握等

市は、市内に所在する生活関連等施設について、自ら保有する情報等に基づき把握するとともに、施設の名称、所在地、連絡先等について整理する。

### 第3章 物資及び資機材の備蓄、整備等

#### (1) 市における備蓄

住民の避難、避難住民等の救援に必要な物資及び資機材については、原則として、国民保護措置のための備蓄及び防災のための備蓄とを相互に兼ねるものとする。

#### (2) 市が管理する施設及び設備の整備、点検等

市は、その管理する上下水道施設等のライフライン施設について、市地域防災計画に規定される既存の予防措置を活用しつつ、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保に努める。

### 第4章 国民保護に関する啓発

#### (1) 国民保護措置に関する啓発

市は、国及び県と連携しつつ、住民に対し、広報紙等の様々な媒体を活用し、国民保護措置について啓発する。

#### (2) 武力攻撃事態等において住民に期待する行動等に関する啓発

市は、国及び県と連携し、次に示す武力攻撃災害への対処に関する措置に必要な住民の援助について、その重要性を啓発し、住民の自発的な協力が得られるよう努める。

- |   |   |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難住民の誘導</li> <li>・消火、負傷者の搬送、被災者の救助</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難住民等の救援</li> <li>・保健衛生の確保</li> </ul> |
|---|---|

## 第3編 武力攻撃事態等への対処

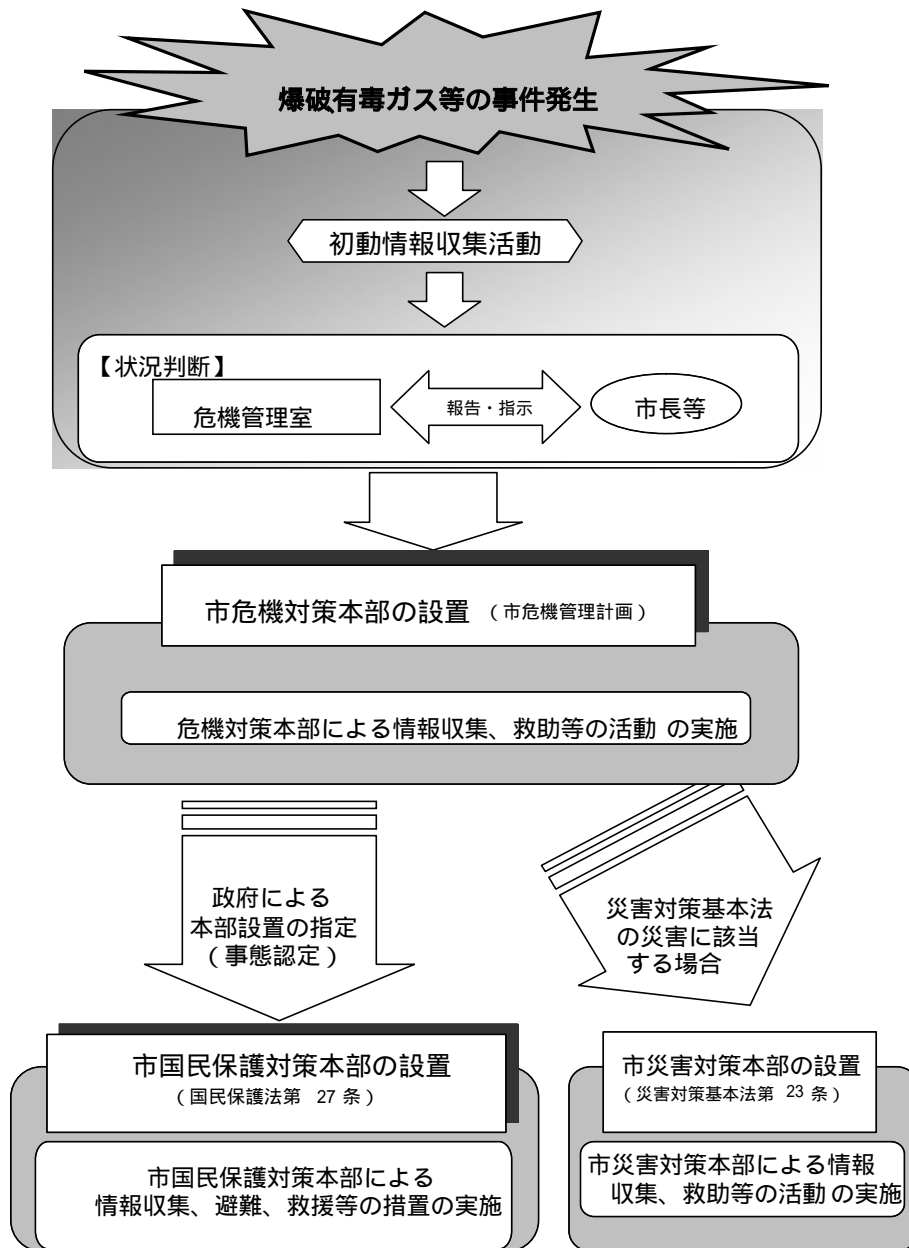
### 第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置

市長は、現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合においては、的確かつ迅速に対処するため、市危機対策本部を速やかに設置する。

市は、市危機対策本部において、情報を収集及び分析し、被害の最小化を図る。

市危機対策本部を設置した後に政府において事態認定が行われ、市に対し、市対策本部を設置すべき県の指定の通知があった場合は、直ちに市対策本部を設置し、市危機対策本部を廃止する。

図 3 - 1 危機発生時のフローチャート



## 第 2 章 市対策本部の設置等

### (1) 市対策本部の設置

内閣総理大臣から、知事を通じて市対策本部を設置すべき市の指定の通知を受けたときは、直ちに市対策本部を設置する。市対策本部内には、対策本部長の意志決定を補佐し、情報の収集及び取りまとめ、各関係機関との連絡調整及びその他の市対策本部の総括事務を行う事務局を整備する。また、避難住民の数が多地域等において、必要があると認めるときは、市現地対策本部を設置する。

## (2) 通信の確保

市は、携帯電話、衛星携帯電話、衛星通信及び地上系通信を併用した防災行政無線、インターネット、L G W A N等の利用又は臨時回線の設定等により、避難先地域等との間で国民保護措置の実施に必要な情報通信手段の確保を行うよう努めるものとする。

## 第3章 関係機関相互の連携

### (1) 国及び県の対策本部との連携

市は、県の対策本部及び県を通じ国の対策本部と各種の調整や情報共有を行うこと等によりと密接な連携を図る。

### (2) 知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、知事その他県の執行機関に対し、要請する理由、活動内容等を明らかにして、その所掌事務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。

### (3) 自衛隊の部隊等の派遣要請等

市長は、国民保護措置を円滑に実施する必要があると認めるときは、知事に対し、自衛隊の部隊等の派遣を要請するよう求める。

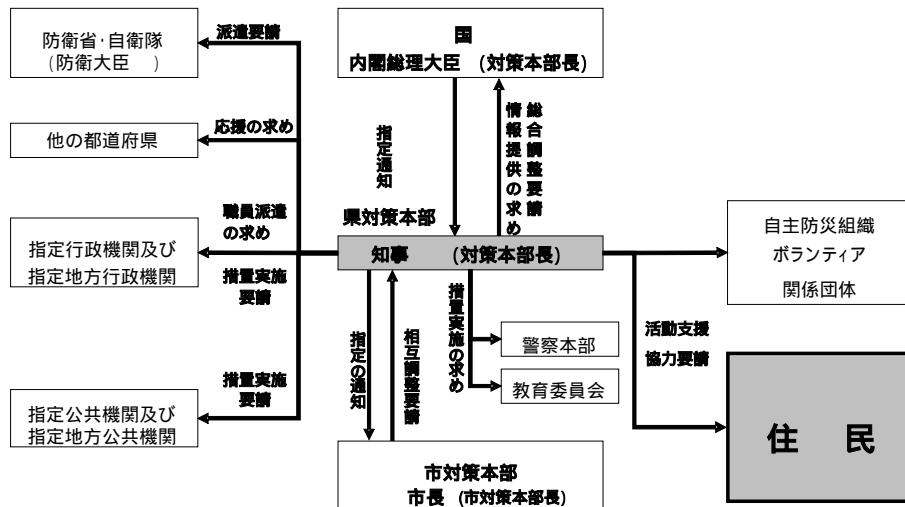
### (4) 他の市町長等に対する応援の要求、事務の委託

市長は、必要があると認めるときは、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにしたうえで、他の市町長に対して応援を求める。

### (5) 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請

市は、国民保護措置の実施のため必要があるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定指定公共機関に対し、当該機関の職員の派遣の要請を行う。

図3-2 市対策本部と各関係機関との相互連携系統図



(6) 市の行う応援等

市は、他の市町から応援の求めがあった場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

(7) 自主防災組織及びボランティア団体等に対する支援等

自主防災組織は、武力攻撃事態等においては、警報の伝達、避難住民の誘導、救援、被災者の救助等の実施において、一定の役割を担うことが期待され、市は、自主防災組織に対する必要な支援を行う。

また、ボランティア関係団体等と相互に協力し、ボランティアの登録、派遣調整等の受入体制の確保等に努め、その技能等の効果的な活用を図る。

(8) 住民への協力要請及び救援物資の受け入れ等

市は、法の規定により、必要があると認める場合には、住民に対し、必要な援助についての協力を要請する。この場合において、要請を受けて協力する者の安全の確保に十分に配慮する。また、救援物資の受け入れ、仕分け、避難所への配送等の体制の整備を図る。

第4章 警報及び避難の指示等

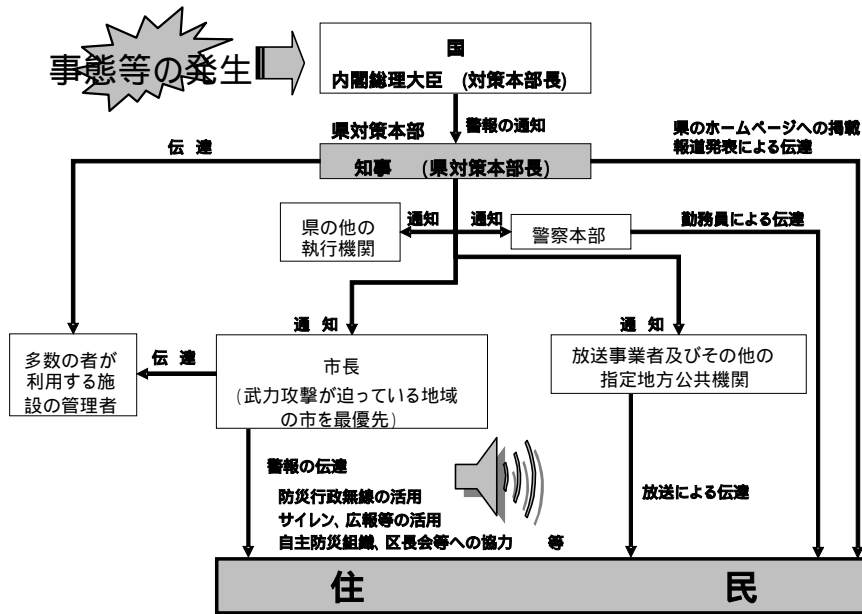
1 警報の通知及び伝達

(1) 警報の伝達等

市は、県から警報の通知を受けた場合には、あらかじめ定められた伝達方法により、速やかに住民及び関係のある公私の団体に警報の内容を伝達する。

また、市の他の執行機関その他の関係機関（教育委員会、市立病院、保育所等）に対し、警報の内容を通知する。

図3 - 3 警報の通知及び伝達に関する措置関連図



(2) 警報伝達の方法

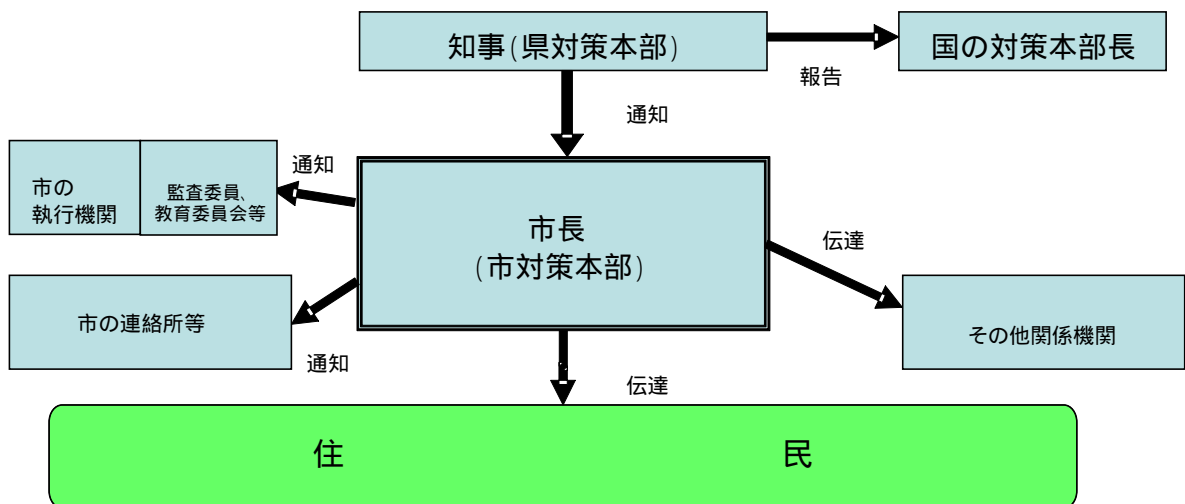
警報の伝達方法については、市が保有する伝達手段に基づき、警報が発令された事実等を周知する。

また、職員並びに消防長及び消防団長を指揮し、又は、自主防災組織等の協力を得て、各世帯等に警報の内容を伝達することができるよう、体制の整備に努めるものとする。

(3) 緊急通報の伝達及び通知

緊急通報の住民及び関係機関への伝達及び通知方法については、原則として警報の伝達及び通知方法と同様とする。

図3 - 4 緊急通報の通知及び伝達の仕組み





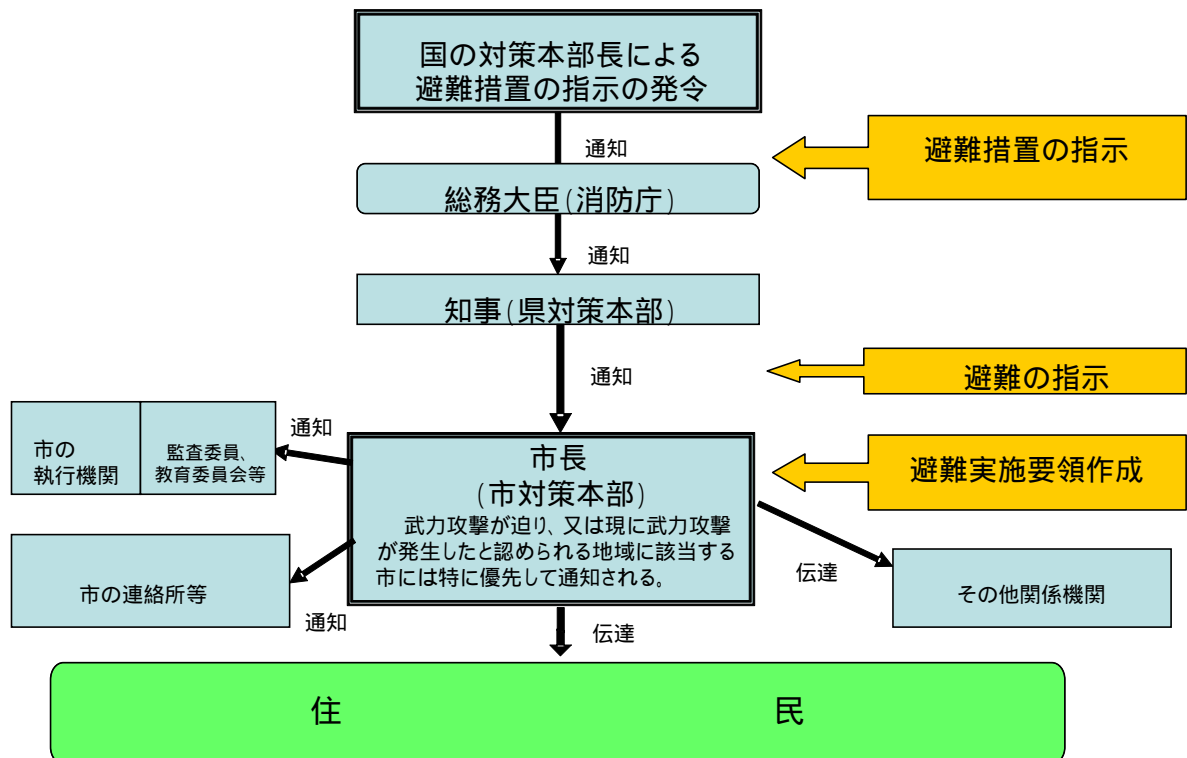
## 2 避難住民の誘導等

### (1) 避難の指示の通知及び伝達

市長は、知事が避難の指示を迅速かつ的確に行えるよう、事態の状況を踏まえ、被災情報及び現場における事態に関する情報、避難住民数、避難誘導の能力等の状況について、収集した情報を迅速に県に提供する。

また、市長は、知事による避難の指示が行われた場合には、警報の内容の伝達に準じて、その内容を、住民に対して迅速に伝達する。

図3 - 5 避難の指示の流れ



### (2) 避難実施要領の策定

市長は、避難の指示の通知を受けた場合は、直ちに県が作成する「避難実施要領の手引き」に基づき、避難の指示内容に応じた避難実施要領の案を作成する。

### (3) 避難住民の誘導

#### 市長による避難住民の誘導

市長は、避難実施要領で定めるところにより、市の職員並びに消防長及び消防団長を指揮し、避難住民を誘導する。その際、避難実施要領の内容に沿って、区長会、学校、事業所等を単位として誘導を行う。

また、市長は、避難実施要領に沿って、避難経路の要所に職員を配置して、各種の連

絡調整に当たらせるとともに、行政機関の車両や案内板を配置して、誘導の円滑化を図り、職員には、住民に対する避難誘導活動への理解や協力を得られるよう、毅然とした態度での活動を徹底させ、防災服、腕章、旗、特殊標章等を携行させる。

#### 消防機関の活動

消防本部及び消防署は、消火活動並びに救助及び救急活動の状況を勘案しつつ、市長の定める避難実施要領に基づき、要所に消防車両等を配置し、車載の拡声器を活用する等効果的な誘導を実施するとともに、自力歩行困難な災害時要援護者等の人員輸送車両等による運送を行う等保有する装備を有効活用した避難住民の誘導を行う。

消防団は、消火活動並びに救助及び救急活動について、消防本部又は消防署と連携しつつ、自主防災組織、区長会等と連携した避難住民の誘導を行うとともに、災害時要援護者等に関する情報の確認及び要避難地域内残留者の確認等を担当する等地域とのつながりを活かした活動を行う。

#### 避難誘導を行う関係機関との連携

市長は、避難実施要領の内容を踏まえ、市の職員及び消防機関のみでは十分な対応が困難であると認めるときは、警察署長等又は自衛隊の部隊等の長に対して、警察官又は自衛官による避難住民の誘導を要請する。

#### 自主防災組織等に対する協力の要請

市長は、避難住民の誘導に当たっては、自主防災組織及び区長会長等の地域においてリーダーとなる住民に対して、避難住民の誘導に必要な援助について、協力を要請する。

#### 誘導時における食品の給与等の実施及び情報の提供

市長は、避難住民の誘導に際しては、県と連携して、食品の給与、飲料水の供給及び医療の提供その他の便宜を図り、避難住民に対して、必要な情報を適時適切に提供する。その際、避難住民の不安の軽減のために、可能な限り、事態の状況等とともに、行政側の対応についての情報を提供する。

#### 高齢者、障害者等への配慮

市長は、高齢者、障害者等の避難を万全に行うため、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障害者団体等と協力して、災害時要援護者等への連絡及び運送手段の確保を的確に行うものとする。

#### 残留者への対応

避難の指示に従わずに要避難地域にとどまる者に対しては、事態の状況等に関する情報に基づき丁寧な説明を行い、残留者の説得に努めるとともに、避難に伴う混雑等により危険な事態が発生する場合には、必要な警告や指示を行う。

#### 避難所等における安全確保等

市は、県警察が行う被災地、避難所等における犯罪の予防のための活動に必要な協力を行うとともに、県警察と協力し、住民等からの相談に対応するなど、住民等の不安の軽減に努める。

#### 動物の保護等に関する配慮

市は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え

方について」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるよう努める。

- ・危険動物等の逸走対策
- ・要避難地域等において飼養等されていた家庭動物等の保護収容等

通行禁止措置の通知

道路管理者たる市は、道路の通行禁止等の措置を行ったときは、県警察と協力して、直ちに、住民等に周知徹底を図るよう努める。

県に対する要請等

市長は、避難住民の誘導に際して食料、飲料水、医療等が不足する場合には、知事に対して、必要な支援の要請を行う。

また、避難住民の誘導に係る資源配分について他の市町と競合するなど広域的な調整が必要な場合は、知事に対して、所要の調整を行うよう要請する。

市長は、知事から、避難住民の誘導に関して、是正の指示があったときは、その指示の内容を踏まえて、適切な措置を講ずる。

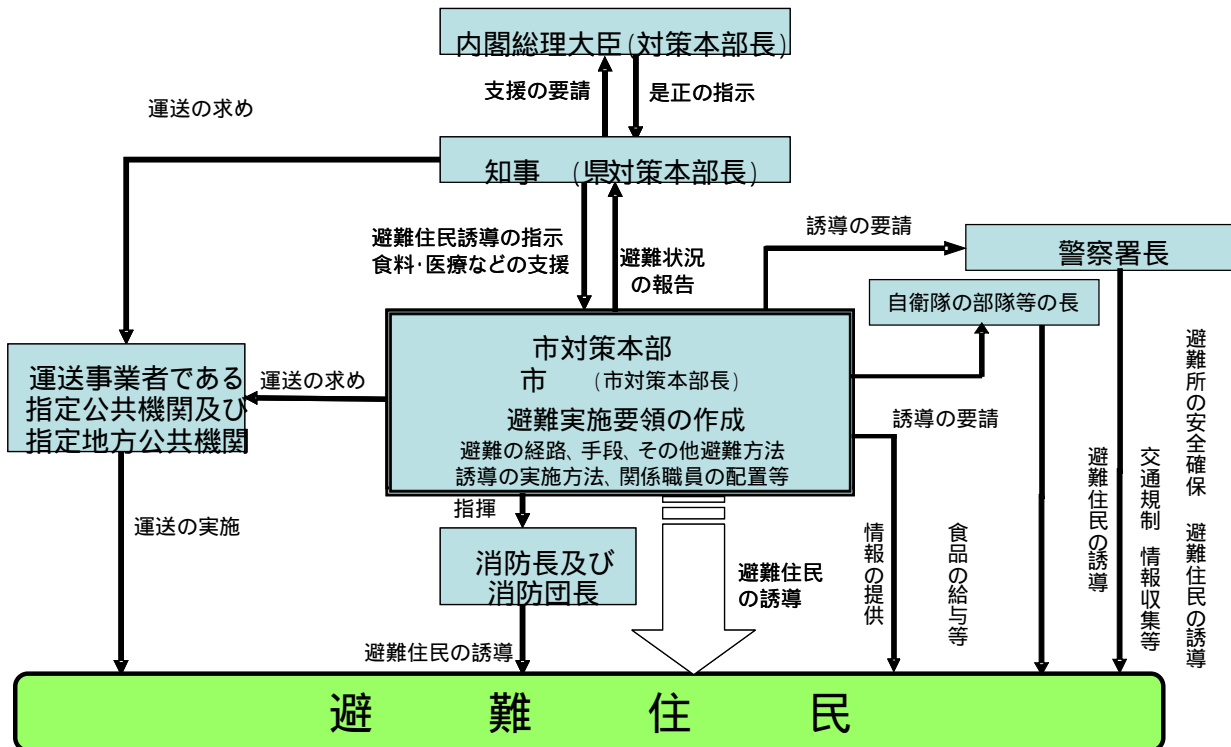
避難住民の運送の求め等

市長は、避難住民の運送が必要な場合において、県との調整により、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対して、避難住民の運送を求める。

避難住民の復帰のための措置

市長は、避難の指示が解除されたときは、避難住民を通常の生活に復帰させるため、避難住民の復帰に関する要領を作成し、避難住民の誘導、情報の提供及び関係機関との調整等の必要な措置を講じる。

図 3 - 6 避難住民の誘導



## 第5章 救援

### (1) 救援の実施

市長は、知事から実施すべき救援の措置の内容及び期間の通知があったときは、次に掲げる措置のうちで実施することとされた救援に関する措置を関係機関の協力を得て行う。

- |   |   |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 食品、飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与</li> <li>・ 収容施設の供与</li> <li>・ 被災者の捜索及び救出</li> <li>・ 電話その他の通信設備の提供</li> <li>・ 学用品の給与</li> <li>・ 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 医療の提供及び助産</li> <li>・ 埋葬及び火葬</li> <li>・ 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理</li> <li>・ 死体の捜索及び処理</li> </ul> |
|---|---|

### (2) 関係機関との連携

市長は、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対して国及び他の都道府県に支援を求めよう、具体的な支援内容を示して要請する。

### (3) 救援の内容

市長は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」及び県国民保護計画の内容に基づき救援の措置を行う。

市長は、「救援の程度及び基準」によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、知事に対し、厚生労働大臣に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。

## 第6章 安否情報の収集及び提供

### (1) 安否情報の収集

市は、避難所において安否情報の収集を行うほか、平素から把握している市が管理する医療機関、学校等からの情報収集及び県警察への照会などにより安否情報の収集を行う。

また、安否情報の収集は、避難所において、避難住民から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳、外国人登録原票等市が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報等を活用して行う。

さらに、災害時要援護者等が滞在している施設における安否情報の収集に努める。

### (2) 県に対する報告

市は、県への報告に当たっては、原則として電子メールで県に送付する。ただし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭及び電話などでの報告を行う。

### (3) 安否情報の照会に対する回答

市は、安否情報の照会窓口、電話及びFAX番号並びにメールアドレスについて、市対策本部を設置すると同時に住民に周知する。

また、安否情報は個人情報であることにかんがみ、その取扱いについては十分留意すべきことを職員に周知徹底するとともに、安否情報データの管理を徹底する。

### (4) 日本赤十字社に対する協力

市は、日本赤十字社三重県支部の要請があったときは、当該要請に応じ、その保有す

る外国人に関する安否情報を提供する。

当該安否情報の提供に当たっても、個人の情報の保護に配慮しつつ、情報の提供を行う。

## 第7章 武力攻撃災害への対処

### 1 武力攻撃災害への対処

#### (1) 武力攻撃災害への対処の基本的考え方

市長は、国、県等の関係機関と協力して、市内における武力攻撃災害への対処のために必要な措置を講ずる。

また、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる場合において、武力攻撃により多数の死者が発生した場合及び、NBC攻撃による災害が発生し、高度な専門知識、訓練を受けた人員及び特殊な装備等が必要となる場合等、市長が武力攻撃災害を防除し、及び軽減することが困難であると認めるときは、知事に対し、必要な措置の実施を要請する。

#### (2) 武力攻撃災害の兆候の通報

消防吏員は、武力攻撃に伴って発生する火災、堤防の決壊、毒素等による動物の大量死及び不発弾の発見等の武力攻撃災害の兆候を発見した者から通報を受けたときは、速やかに、その旨を市長に通報する。

市長は、武力攻撃災害の兆候を発見した者、消防吏員、警察官から通報を受けた場合において、武力攻撃災害が発生するおそれがあり、これに対処する必要があると認めるときは、速やかにその旨を知事に通知する。

### 2 応急措置等

#### (1) 退避の指示

市長は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、住民に対し退避の指示を行う。

この場合において、退避の指示に際し、必要により現地調整所を設けて、関係機関との情報の共有や活動内容の調整を行う。

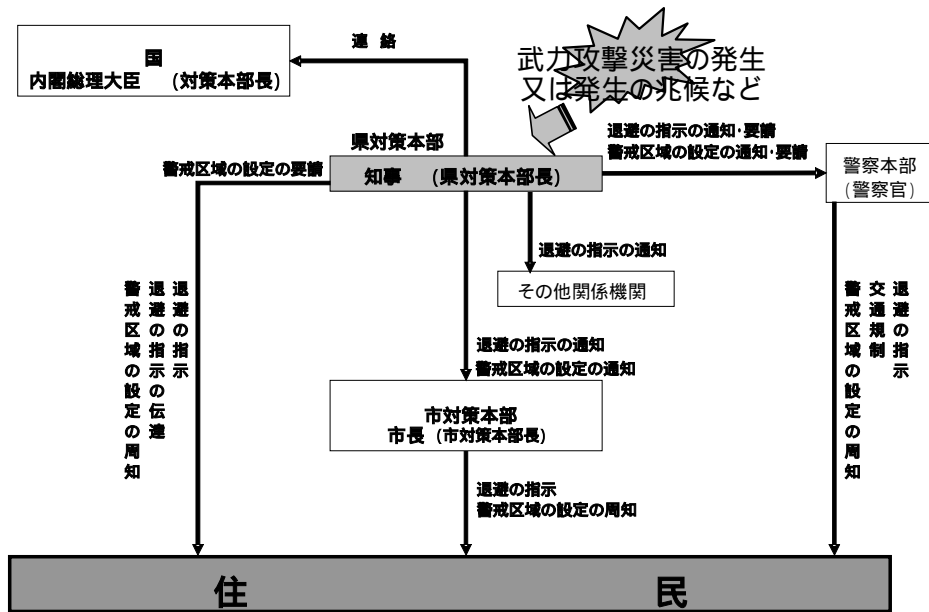
また、関係機関により、既に現地調整所が設置されている場合には、職員を早急に派遣する。

#### (2) 警戒区域の設定

市長は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民からの通報内容、関係機関からの情報提供及び現地調整所等における関係機関の助言等から判断し、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。

市長は、警戒区域の設定に際しては、市対策本部に集約された情報のほか、現地調整所における県警察、自衛隊からの助言を踏まえて、その範囲等を決定する。

図3-7 退避の指示及び警戒区域の設定に関する措置の流れ



(3) 応急公用負担等

市長は、武力攻撃災害が発生するおそれがあるときは、武力攻撃災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、災害拡大防止のために必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置を講ずべきことを指示する。

(4) 消防に関する措置等

市長は、消防機関による武力攻撃災害への対処措置が適切に行われるよう、被害情報等の早急な把握に努めるとともに、県警察等と連携し、効率的かつ安全な活動が行われるよう必要な措置を講じる。

- ・ 消防機関の活動
- ・ 消防相互応援協定等に基づく応援要請
- ・ 緊急消防援助隊等の応援要請
- ・ 消防の応援の受け入れ体制の確立
- ・ 消防の相互応援に関する出動
- ・ 医療機関との連携
- ・ 安全の確保

3 生活関連等施設における災害への対応等

(1) 生活関連等施設の安全確保

市は、市対策本部を設置した場合において、市内に所在する生活関連等施設の安全に関する情報及び各施設における対応状況等の必要な情報を収集する。

市長は、市が管理する生活関連等施設について、当該施設の管理者としての立場から、安全確保のために必要な措置を行う。

(2) 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除

市長は、危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、危険物質等の取扱者に対し、武力攻撃災害発生防止のために必要となる措置を講ずべきことを命ずる。

なお、避難住民の運送などの措置において当該物質等が必要となる場合は、関係機関と市対策本部で所要の調整を行う。

#### 4 武力攻撃原子力災害及びNBC攻撃による災害への対処等

(1) 武力攻撃原子力災害への対処

市は、近隣府県の原子力災害特別措置法に規定される原子力事業所が武力攻撃災害を受けた場合及び県内又は近接する他府県を通過中の核燃料物質輸送車両が武力攻撃等により被害を受け、積載する核燃料物質が容器外に放出される事態が発生した場合における周囲への影響にかんがみ、次に掲げる措置を講ずる。

- ・放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報及び公示等
- ・住民の避難誘導
- ・武力攻撃原子力災害合同対策協議会との連携
- ・国への措置命令の要請等
- ・安定ヨウ素剤の配付
- ・職員の安全確保

(2) NBC攻撃による災害への対処

市は、NBC攻撃による汚染が生じた場合の対処について、国による基本的な方針を踏まえた対応を行うことを基本としつつ、特に、対処の現場における初動的な応急措置を講ずる。

#### 5 大規模集客施設等における武力攻撃災害への対処

(1) 武力攻撃災害への対処に対する基本的な考え方

市は、平素から大規模集客施設等における武力攻撃災害に対する確かつ迅速に対応できるよう、国、県、大規模集客施設等、その他関係機関等との連携体制を整備する

(2) 平素からの備え

市は、平素から大規模集客施設等における武力攻撃災害に対する確かつ迅速に対応できるよう、県と役割を分担し、警報の伝達を行う市内の大規模集客施設等の所在地、規模等を把握し、連携の確保に努める。

(3) 武力攻撃災害への対処

市は、大規模集客施設等の管理者に対し、警報又は緊急通報を速やかに伝達する。

### 第8章 被災情報の収集及び報告

市は、電話、防災行政無線その他の通信手段により、武力攻撃災害が発生した日時及び場所又は地域、発生した武力攻撃災害の状況の概要、人的及び物的被害の状況等の被災情報について

て収集する。被災情報の収集に当たっては、消防機関、県警察等との連絡を密にするとともに、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ消防車両等を活用した情報の収集を行う。

## 第9章 保健衛生の確保及びその他の措置

### (1) 保健衛生の確保

市は、避難先地域における避難住民等についての状況等を把握し、その状況に応じて、市地域防災計画に準じて、次に掲げる措置を実施する。

- ・保健衛生対策
- ・防疫対策
- ・食品衛生確保対策
- ・飲料水衛生確保対策
- ・栄養指導対策

### (2) 廃棄物の処理

市は、市地域防災計画に準じて、「震災廃棄物対策指針」等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備する。

## 第10章 国民生活の安定に関する措置

### (1) 生活関連物資等の価格安定

市は、武力攻撃事態等において、物価の安定を図り、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務（以下「生活関連物資等」という。）の適切な供給を図るとともに、価格の高騰、買占め及び売惜しみを防止するために県等の関係機関が実施する措置に協力する。

### (2) 避難住民等の生活安定等

市教育委員会は、県教育委員会と連携し、被災した児童生徒等に対する教育に支障が生じないようにするため、避難先での学習機会の確保、教科書の供給、授業料の減免、被災による生活困窮家庭の児童生徒に対する就学援助等を行うとともに、避難住民等が被災地に復帰する際の必要に応じた学校施設等の応急復旧等を関係機関と連携し、適切な措置を講ずる。

市は、避難住民等の負担軽減のため、法律及び条例の定めるところにより、市税に関する申告、申請及び請求等の書類、納付または納入に関する期間の延期並びに市税（延滞金を含む）の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

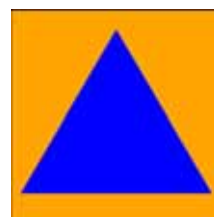
### (3) 生活基盤等の確保

水道事業者として市は、消毒その他衛生上の措置、被害状況に応じた送水停止等、武力攻撃事態等において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。



**第 1 1 章 特殊標章等の交付並びに管理****(1) 特殊標章等の交付及び管理**

市長、消防長及び水防管理者は、「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン」に基づき、具体的な交付要綱を作成した上で、職員等に対し、特殊標章等を交付及び使用させる。



(オレンジ色地に  
青の正三角形)

**第 4 編 復旧等****第 1 章 応急の復旧****(1) 基本的考え方**

市は、武力攻撃災害が発生した場合には、安全の確保をした上でその管理する施設及び設備の被害状況について緊急点検を実施するとともに、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に応急の復旧を行う。

**(2) 公共的施設の応急の復旧**

市は、武力攻撃災害が発生した場合には、市が管理するライフライン施設について、速やかに被害の状況を把握するとともに、応急の復旧のための措置を講ずる。

**第 2 章 武力攻撃災害の復旧**

武力攻撃災害が発生したときは、国において財政上の措置その他本格的な復旧に向けた所要の法制が整備されるため、市は、武力攻撃災害の復旧について、国が示す方針にしたがって県と連携し、実施する。

**第 3 章 国民保護のための措置に要した費用の支弁等****(1) 国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求**

市は、国民保護措置の実施に要した費用で市が支弁したものについては、法により原則として国が負担することとされていることから、国に対し負担金の請求を行う。

**(2) 損失補償及び損害補償**

市は、法に基づく土地等の一部使用等の行政処分を行った結果、通常生ずべき損失については、法施行令に定める手続等に従い、補償を行う。

また、国民保護措置の実施について援助を要請し、その要請を受けて協力をした者がそのために死傷したときは、法施行令に定める手続等に従い損害補償を行う。

**(3) 総合調整及び指示に係る損失の補てん**

市は、県の対策本部長が総合調整を行い、又は避難住民の誘導若しくは避難住民の運送に係る指示をした場合において、当該総合調整又は指示に基づく措置の実施に当たって損失を受けたときは、法施行令に定める手続等に従い、県に対して損失の請求を行う。

ただし、市の責めに帰すべき事由により損失が生じたときは、この限りではない。

## 第5編 緊急処理事態への対処

### (1) 緊急処理事態

市は、緊急処理事態対策本部の設置及び緊急対処保護措置の実施等の緊急処理事態への対処については、警報の通知及び伝達を除き、武力攻撃事態等への対処に準じて行う。

### (2) 緊急処理事態における警報の通知及び伝達

市は、緊急処理事態における警報については、その内容を、通知及び伝達の対象となる地域を管轄する機関及び当該地域に所在する施設の管理者等に対し通知及び伝達を行う。

緊急処理事態における警報の内容の通知及び伝達については、上記によるほか、武力攻撃事態等における警報の内容の通知及び伝達に準じて、これを行う。